議案第９号

守谷市すこやか医療費支給に関する条例の一部を改正する条例

守谷市すこやか医療費支給に関する条例（平成１９年守谷市条例第１０号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和 ３ 年 ３ 月 １ 日 提　　出

守谷市長　松　丸　修　久

令和　　年　　月　　日 原案　決

議 案	頁 数
９号	1

守谷市すこやか医療費支給に関する条例の一部を改正する条例

守谷市すこやか医療費支給に関する条例（平成１９年守谷市条例第１０号）の一部を次のように改正する。

第１条中「，小児及び児童」を「及び小児」に，「並びに」を「及び」に改め，「及び児童」を削る。

第３条第２号中「（母子保健法（昭和４０年法律第１４１号）第１５条に規定する妊娠の届出のあった日の属する月の初日から出産（流産を含む。）のあった日の属する月の翌月の末日に達するまでの者をいう。）」を削り，同条第３号中「児童（」を削り，「から１５歳」を「から１８歳」に改め，「（学校教育法（昭和２２年法律第２６号）第１８条の規定による猶予に係る児童が中学校又は特別支援学校の中学部の過程を１５歳に達する日以後の最初の３月３１日までに修了しない場合にあっては，当該課程を修了した日以後の最初の３月３１日まで）」及び「をいう。以下同じ。）」を削る。

附　則

（施行期日）

１　この条例は，令和３年１０月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例の施行の日前の診療に係る医療費の支給については，なお従前の例による。

議 案	頁 数
９号	2

提案理由（議案第９号）

提案の理由を申し上げます。

本案は，医療費の一部を助成するすこやか医療費支給制度の外来分の対象を１８歳まで拡大するため，条例の一部を改正するものです。

よろしく御審議の上，御決議のほどお願いいたします。

議 案	頁 数
９号	3

守谷市すこやか医療費支給に関する条例新旧対照表

改　　正	現　　行
（目的） 第１条　この条例は，妊産婦及び小児の医療費の一部を助成することにより，これらの者の健康の保持増進を図り，もって福祉の向上，少子化対策及び小児のすこやかな成長に寄与することを目的とする。	（目的） 第１条　この条例は，妊産婦，小児及び児童の医療費の一部を助成することにより，これらの者の健康の保持増進を図り，もって福祉の向上，少子化対策並びに小児及び児童のすこやかな成長に寄与することを目的とする。
（対象者） 第３条　（略） （１）（略） （２）守谷市の区域内に住所を有する妊産婦で，国民健康保険法（昭和３３年法律第１９２号），高齢者の医療の確保に関する法律（昭和５７年法律第８０号）又は規則で定める社会保険各法（次号において単に「社会保険各法」という。）の規定により医療に関する給付を受けることができるもの（守谷市の区域外に住所を有する者で，国民健康保険法第１１６条の２の規定により守谷市が行う国民健康保険の被保険者と	（対象者） 第３条　（略） （１）（略） （２）守谷市の区域内に住所を有する妊産婦（母子保健法（昭和４０年法律第１４１号）第１５条に規定する妊娠の届出のあった日の属する月の初日から出産（流産を含む。）のあった日の属する月の翌月の末日に達するまでの者をいう。）で，国民健康保険法（昭和３３年法律第１９２号），高齢者の医療の確保に関する法律（昭和５７年法律第８０号）又は規則で定める社会保険各法（次号において単に「社会保険各法」という。）の規定により医療に関する給付を受けることができるもの（守谷市の区域外に住所を有する者で，国民健康保険法第１１６条の２の規定により守谷市が行う国民健康保険の被保険者と

参考資料

なるもの及び高齢者の医療の確保に関する法律第５５条の規定により茨城県後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者となる者であって，かつ，前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令（平成１９年政令第３２５号）第９条の規定により守谷市がその保険料を徴収する被保険者を含む。） （３）守谷市の区域内に住所を有する１２歳に達する日の翌日以後における最初の４月１日から１８歳に達する日以後の最初の３月３１日までの間にある者で，国民健康保険法又は社会保険各法の規定により医療に関する給付を受けることができるもの（守谷市の区域外に住所を有する者で，国民健康保険法第１１６条の２の規定により守谷市が行う国民健康保険の被保険者となるものを含む。）	なるもの及び高齢者の医療の確保に関する法律第５５条の規定により茨城県後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者となる者であって，かつ，前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令（平成１９年政令第３２５号）第９条の規定により守谷市がその保険料を徴収する被保険者を含む。） （３）守谷市の区域内に住所を有する児童（１２歳に達する日の翌日以後における最初の４月１日から１５歳に達する日以後の最初の３月３１日まで（学校教育法（昭和２２年法律第２６号）第１８条の規定による猶予に係る児童が中学校又は特別支援学校の中学部の課程を１５歳に達する日以後の最初の３月３１日までに修了しない場合にあっては，当該課程を修了した日以後の最初の３月３１日まで）の間にある者をいう。以下同じ。）で，国民健康保険法又は社会保険各法の規定により医療に関する給付を受けることができるもの（守谷市の区域外に住所を有する者で，国民健康保険法第１１６条の２の規定により守谷市が行う国民健康保険の被保険者となるものを含む。）